



SuMi TRUST 年金ニュース

(令和2年2月21日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

民法改正に伴う通知・事務連絡の発出について

平成29年5月に成立した「[民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）](#)」が令和2年4月1日から施行されます。

これに伴い、令和2年2月20日付で「加入者原簿の記録の適正な管理等」に関する通知、及び「確定給付企業年金規約例」の改正にかかる事務連絡が発出されましたのでご案内いたします。

民法改正に伴う規約変更手続きにつきましては、[令和2年2月12日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内の内容から変更はございません。

また、民法改正に係る実務については引き続き厚生労働省に確認中のため、詳細が判明次第、別途ご案内いたします。

令和2年2月20日に厚生労働省より以下の通知・事務連絡が発出されました。

【通知】

「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」の一部改正について（令和2年2月20日付年発0220第3号）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200220通知.pdf>

【事務連絡】

「民法改正に伴う企業年金関係の取扱いについて」（令和2年2月20日付）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200220事務連絡.pdf>

【本件にかかる規約・実務への影響について】

- (1) 民法改正に伴う規約変更手続きにつきましては、[令和2年2月12日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内の内容から変更はございません。
- (2) 民法改正に伴う実務への影響については引き続き厚生労働省に確認中のため、詳細が判明次第、別途ご案内いたします。（例：民法改正前に脱退一時金の受給権者となり支給を

繰下げていた者が、民法改正後に老齢給付金の受給権者となった場合に、当該老齢給付金に適用される時効は民法改正前・後どちらであるか（等）。

以下、通知、事務連絡の概要です。

【通知の概要】

通知「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」（平成 19 年 11 月 15 日付年発第 1115004 号）の一部が下記のとおり変更されました。

新	旧
1 （略） 2 確定給付企業年金の給付の取扱いについて 確定給付企業年金による給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の <u>時効の規定が適用されるが</u> 、同法第 145 条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。	1 （略） 2 確定給付企業年金の給付の取扱いについて 確定給付企業年金による給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。)は、民法（明治 29 年法律第 89 号） <u>第 169 条の規定によりその時効は 5 年であるが</u> 、同法第 145 条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。
3・4 （略）	3・4 （略）

【事務連絡の概要】

「確定給付企業年金規約例」の留意事項の内容が変更されました。なお、今回示された規約例は、民法における消滅時効の見直し内容を明記したものであり、新しく判明した内容はございません。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3063